

秋田県条件付き一般競争入札公告（総合評価落札方式） 新旧対照表

秋田県条件付き一般競争入札公告（総合評価落札方式）の一部を次のとおり改正する。（単体と特定ＪＶについて共通）

新	旧
（共通・工事・単体、特定ＪＶ） 前 略 4 技術提案等の履行の確保 （１）落札者が提示した_____施工計画や技術提案、実績等評価項目のうち履行義務を伴うもの（以下「技術提案等」という。）が不履行の場合には、発注者と落札者との間で責任の所在を協議するものとする。 中 略 5 入札参加資格確認申請等 中 略 （３）技術資料の提出 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書等の提出の際に、発注概要書に示す技術資料を併せて提出するものとする。なお技術資料は、次により取り扱うものとする。 ①技術資料の作成等に要する費用は、入札者の負担とする。 ②技術資料の提出後における内容の変更は認めないものとする。	（共通・工事・単体、特定ＪＶ） 前 略 4 技術提案等の履行の確保 （１）落札者が提示した<u>簡易な</u>施工計画や技術提案、実績等評価項目のうち履行義務を伴うもの（以下「技術提案等」という。）が不履行の場合には、発注者と落札者との間で責任の所在を協議するものとする。 中 略 5 入札参加資格確認申請等 中 略 （３）技術資料の提出 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書等の提出の際に、発注概要書に示す技術資料を併せて提出するものとする。なお技術資料は、次により取り扱うものとする。 ①技術資料の作成等に要する費用は、入札者の負担とする。 ②技術資料の提出後における内容の変更は認めないものとする。

新	旧
③技術資料の返却は行わないものとする。 ④_____施工計画及び技術提案を求める場合にあっては、その内容については公表しないものとする。 (4) 入札参加者の確認 ※<u>企業実績評価型</u>の場合 中 略 8 技術資料の審査 ※<u>企業実績評価型</u>の場合 中 略 <u>(3)(2)において、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者が2者以上であるときは、秋田県公共事業電子入札運用基準第16に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者について技術資料の審査を行うものとする。</u> <u>(4)(2)、(3)の審査の結果、総合評価点の第1位の者に変動が生じた場合は、変動後の総合評価点の最も高い者について(2)、(3)の審査を行い、総合評価点の第1位の者が決定するまで同じ作業を繰り返すものとする。</u>	③技術資料の返却は行わないものとする。 ④<u>簡易な</u>施工計画及び技術提案を求める場合にあっては、その内容については公表しないものとする。 (4) 入札参加者の確認 ※<u>簡易型</u>_____の場合 中 略 8 技術資料の審査 ※<u>簡易型</u>_____の場合 中 略 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (3) 前項_____の審査の結果、総合評価点の第1位の者に変動が生じた場合は、変動後の総合評価点の最も高い者について前項_____の審査を行い、総合評価点の第1位の者が決定するまで同じ作業を繰り返すものとする。

新	旧
(5) 契約担当者は、入札者が1者であった場合は、技術資料の審査を省略することができるものとし、その場合は、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点をもって第1位の者とする。 ※施工計画型、技術提案型の場合 (1) 技術資料の審査は、技術資料記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合、_____施工計画又は技術提案の妥当性について行うものとし、原則として、ヒアリングは実施しない。ただし、契約担当者が必要と認めた場合は入札者に説明を求めることができる。 中 略 9 落札者の決定方法 ※<u>企業実績評価型</u>の場合 (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、<u>8 (2)、(3) に基づく技術資料の審査後の総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____なお、入札者が1者であつ	(4) 契約担当者は、入札者が1者であった場合は、技術資料の審査を省略することができるものとし、その場合は、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点をもって第1位の者とする。 ※施工計画型、技術提案型の場合 (1) 技術資料の審査は、技術資料記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合、<u>簡易な</u>施工計画又は技術提案の妥当性について行うものとし、原則として、ヒアリングは実施しない。ただし、契約担当者が必要と認めた場合は入札者に説明を求めることができる。 中 略 9 落札者の決定方法 ※<u>簡易型</u>_____の場合 (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、_____ _____<u>技術資料の審査後の総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。この場合において、総合評価点が最も高い者が2者以上であるときは、電子入札運用基準第16に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。</u>なお、入札者が1者であつ

新	旧
た場合は、8（<u>5</u>）に基づくの第1位の者を落札候補者とする。 中 略 （3）（2）によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、<u>8（2）に基づく審査後の総合評価点</u>が当該落札候補者の次に高い者（該当する者が2者以上である場合は<u>8（3）</u>の方法により最上位者を決定する。ただし、<u>8（3）の</u>くじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、（2）の確認等を行うものとする。 中 略 1 2 その他 中 略 （5）低入札価格調査制度の運用については、秋田県低入札価格調査取扱要綱及び秋田県低入札価格調査取扱実施要領によるほか、次によるものとする。 ※<u>企業実績評価型</u>の場合 以下 略	た場合は、8（<u>4</u>）に基づくの第1位の者を落札候補者とする。 中 略 （3）（2）によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、<u>総合評価点</u>が当該落札候補者の次に高い者（該当する者が2者以上である場合は<u>（1）後段</u>の方法により最上位者を決定する。ただし、<u>当該落札候補者が</u>くじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、（2）の確認等を行うものとする。 中 略 1 2 その他 中 略 （5）低入札価格調査制度の運用については、秋田県低入札価格調査取扱要綱及び秋田県低入札価格調査取扱実施要領によるほか、次によるものとする。 ※<u>簡易型</u>の場合 以下 略

附 則

- 1 令和6年10月1日以降に入札公告を行う建設工事について適用する。